

送迎業務マニュアル

一般社団法人 HIMAWARI

令和 6 年 6 月更新

目次

- 1 送迎車両に関する点検
- 2 乗務員の健康状態の確認
- 3 送迎業務中のルール
- 4 事業所内で想定される事故
- 5 その他・特記事項

Ⅰ. 送迎車両の点検

Ⅰ エンジンルーム(エンジン始動前)

- ・ ウォッシャー液残量
- ・ ブレーキ液残量
- ・ バッテリー液残量
- ・ ラジエーター液残量
- ・ エンジンオイル残量
- ・ 汚れ(3,000～5,000Km で交換しましょう)

2 車内(エンジン始動前)

- ・ 清掃状況(常にきれいにされているか)
- ・ ドアの開閉状態(チャイルドロック確認)
- ・ シートベルトの点検
- ・ 車椅子固定用のベルト類の確認(ベルトの亀裂・摩耗 電動型は作動状態)

3 車両まわり(エンジン始動前)

- ・ タイヤ(空気圧)
- ・ タイヤ(亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか)
- ・ タイヤ(溝の深さ・摩耗状態)
- ・ ボディー(破損部・傷) ・ 事業所名表示 (学校送迎時)

4 車内操作

- ・ 車外点検(エンジン始動及び始動後)
- ・ エンジンのかかり具合 ・ 燃料の残量
- ・ サイドブレーキの確認
- ・ ヘッド・スモールライト点灯確認
- ・ ブレーキランプ点灯確認
- ・ 方向指示器
- ・ ハザードランプ点滅確認
- ・ バックライト点灯確認
- ・ ワイパー作動確認(ウォッシャー噴射確認含む)
- ・ 置き去り防止装置のブザー確認(シート3列以上の車)

5 発車直後の確認

- ・ アクセルペダル(スムーズに発進・加速しているか・異音はないか)
- ・ ブレーキペダル(踏みしろ・効き具合・異音がないか)

2. 乗務員(運転手・添乗員)の健康状態の確認

- ・ 熱はないか(風邪気味等)
- ・ 疲れを感じていないか
- ・ 前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・ 気分は悪くないか
- ・ 腹痛や下痢などしていないか(前日も含む)
- ・ 眠気を感じないか(前日よく眠れているか)
- ・ ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- ・ 乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- ・ 乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- ・ その他健康状態に関し何か気になる事はないか

3. 送迎業務中のルール

Ⅰ 運行前の注意事項

- ・ 車両運行前点検(運行前点検の実施)
- ・ 運転手の健康状態確認(健康状態確認実施)
- ・ 当日の送迎利用者の確認(行き先、人数)
- ・ 学校への送迎時は事業所名を掲示する。

2 学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項

- ・ 校内乗り入れは学校側の配慮があるという事を自覚し、各学校のルール指示には必ず従う。
- ・ 学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する事。
- ・ 学校周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する (学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない)。
- ・ 駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境騒音に配慮する (他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く)。
- ・ バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する。
- ・ 駐車の際は車間に注意し(学校入校時)原則ドアミラーを折りたたむ。
- ・ 児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する(人身事故防止)。
- ・ 他事業所の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際は他事業所の職員に出発の合図を行う(接触事故防止)。
- ・ 車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守 (接触事故・人身事故防止)。

3 児童乗降時の注意事項

※トラブルが起こりやすい場面のため、十分注意する事

- ・ 乗せ忘れ、降ろし忘れがないよう十分に確認を行う。
- ・ 児童の担任からその日の様子を確認する（対朝、心理的不安要素等）。
- ・ 児童によるドアの開閉はしない、させない（指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止）。
- ・ 車内を児童だけで放置しない（児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識）。
- ・ 可能な限り、助手席には乗車させない（運転操作妨害の危険性）。

4 走行中の注意事項

※児童の生命を預かって運転している事への責任自覚

- ・ 法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は児童です）。
- ・ 急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がります）。
- ・ 運転手の携帯電話操作及び通話の禁止（交通違反）。
- ・ 運転の妨げを起こす児童への対応（助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討）。
- ・ 児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う（ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等）。

※添乗員の心構え(児童の体調の変化及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚)

- ・ 添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、乗車児童を見守れる位置に座る。
- ・ 児童間の喧嘩・他害及び発病(発作)
- ・ パニック発生時の対応。
- ・ 窓を開閉しての乗り出し及び物を投げる事への対応。
- ・ ドアを開閉する(装備車両は必ずチャイルドロック確認)。
- ・ シートベルトを外し立ち上がり及び移動防止。
- ・ 座席からの転落、転倒、ずれ落ちの防止。

5 移動中の注意事項

- ・ 走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認(記録)する。救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に連絡を行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う。
- ・ 万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う(救急通報、警察通報)。あわせて事業所に状況報告を行う。
- ・ 報告を受けた事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う。
- ・ 事故発生時には児童が不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる。

- ・ 事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行う事（速やかに事故報告書を提出する事）。

6 児童自宅への送迎時の注意事項

- ・ ご自宅近隣住民への迷惑にならないよう、十分な配慮を行う。
- ・ 連絡を受けていない場合、保護者以外への引き渡しは行わず、事業所に確認をする。万が一、保護者不在の場合も同様にして、先の送迎場所に向かう。
- ・ 児童が家の中に入るまで見守る。

7 降車後の確認事項

- ・ 児童の降ろし忘れがないか確認する。
- ・ 忘れ物が無いか確認する。
- ・ 車内置き去り防止安全装置設置車両はボタンスイッチを押す。

事故発生時の対応

- ① 可能であれば安全な場所に車を移動
 - ② 添乗員は児童の状態を把握
 - ③ 運転手は相手方の状態を把握
 - ④ 119 番及び 110 番通報
 - ⑤ 救命措置が必要な場合は即座に行く
 - ⑥ 事業所へ状況報告
 - ⑦ 事業所は必要な措置を講じる
 - ⑧ 家庭及び関係機関への連絡
- ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

児童急変時(変調時)の対応

- ① 安全な場所に車両を停車させる
 - ② 児童の状態を把握
 - ③ 必要に応じ救急搬送
 - ④ 事業所へ報告
 - ⑤ 事業所は必要な措置を講じる
 - ⑥ 家庭及び関係機関へ報告
- ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる

4. 事業所内で想定される事故

児童の行動は予測できない!障害特性を理解し常に児童の動きに注視しましょう

1 送迎車を降車する際(事業所到着時)

- ・ ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- ・ 転倒・転落(ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒)
- ・ 飛び出し(逃走)
- ・ 降車拒否(フラッシュバック・パニック等による)

2 事業所に入る際

- ・ つまずきによる転倒(段差のつまずき・水濡れで滑る等)
- ・ 複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・ 玄関扉での指づめ
- ・ 扉に挟まる(自動ドア等)

5. その他・特記事項

1 新規利用者送迎ルートの確認

- ・新規利用者の自宅を地図（google map 等）で確認。
- ・地図と自宅写真（street view）を印刷し地域別送迎簿にファイルする。
- ・他の利用者を含めて送迎順路を決定する。

2 送迎ルート、時間の確認

- ・地図情報をもとに実際に走行し確認する。
- ・確認時に道路状況や自宅付近に駐車できるかを確認する。
- ・危険箇所等があればファイルに書き込む。